

大雪山国立公園内スノーモビル等の乗入れ規制調整会議

日 時：令和3年12月10日（金）10:00～

場 所：東川町複合交流施設せんとぴゅあⅠ講堂

次 第

1 開 会

2 議 事

- （１）スノーモビル等乗入れ規制に係る対応について
- （２）令和２年度におけるスノーモビル等乗入れ規制対策の実施結果について
- （３）令和３年度におけるスノーモビル等乗入れ規制対策について
 - ① スノーモビル監視活動の対応方針について
 - ② 合同パトロールの実施（案）について
 - ③ パトロール時の対応について

3 その他

4 閉 会

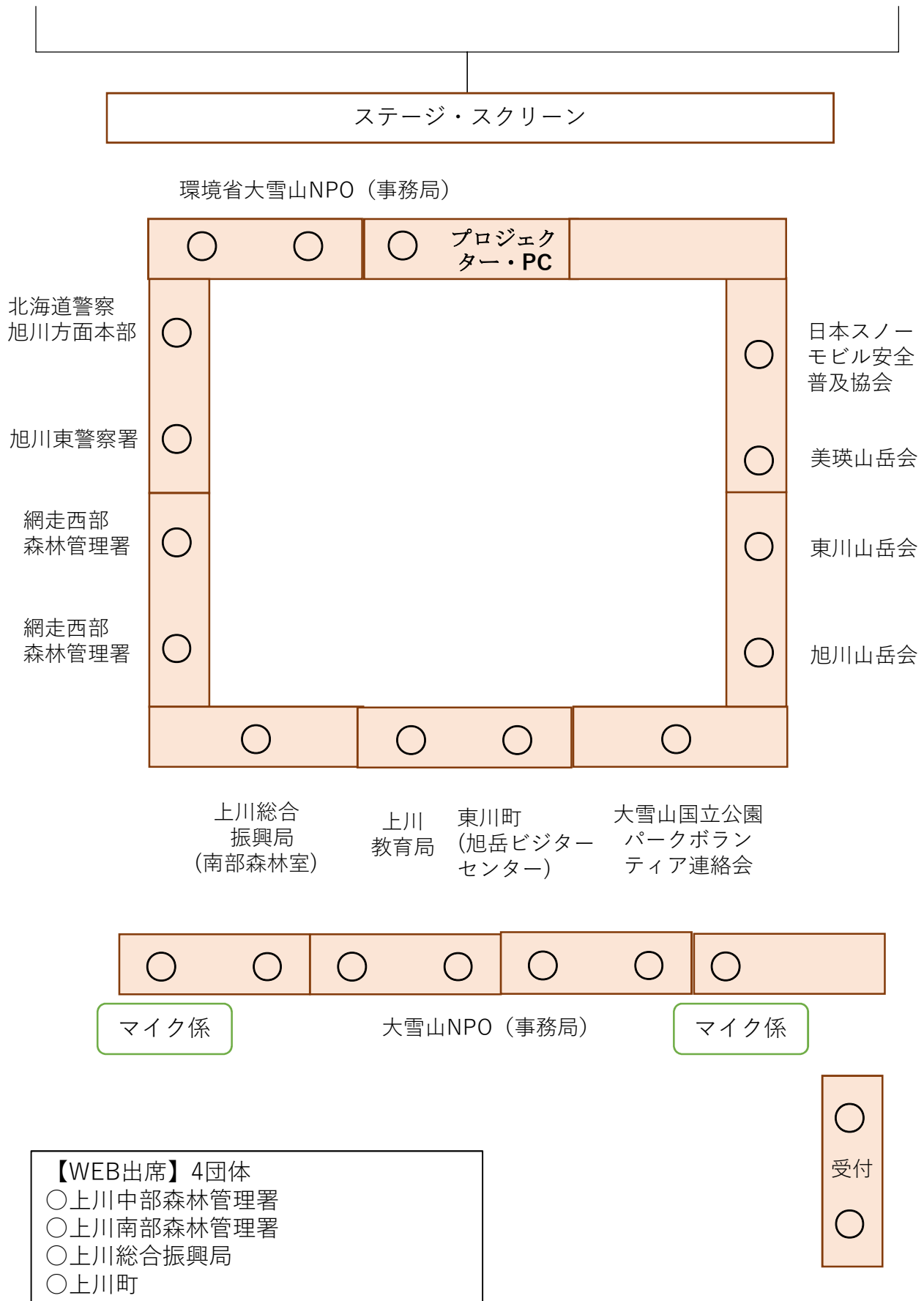
配付資料

- 資料１ スノーモビル等乗入れ規制調整会議について
- 資料２ スノーモビル等乗入れ規制の実施結果について（令和２年度シーズン）
- 資料３ 令和２年度大雪山国立公園内におけるスノーモビル等乗入れ規制普及啓発活動合同パトロール実施結果について
- 資料４ 大雪山国立公園 令和２年度監視カメラによるスノーモビル利用実態調査結果
- 資料５ スノーモビル監視活動の対応方針について
- 資料６ 令和３年度スノーモビル等乗入れ規制看板設置場所及び数量
- 資料７ 令和３年度大雪山国立公園内におけるスノーモビル等の乗入れ規制普及啓発活動実施要領（案）
- 資料８ パトロールの際の対応について（案）

出席者名簿

機関・団体名	部署・役職名__氏名（敬称略）	備考
北海道警察旭川方面本部	生活安全課生活経済・保安係長 菊池 裕太	会場
旭川東警察署	生活安全課生活経済・保安係長 白旗 智之	会場
富良野警察署		ご欠席
上川中部森林管理署	業務グループ 統括森林整備官 橋本 雅保 主任森林整備官 小出 敦	WEB会議
	地域統括森林官（上川） 有澤 誠之	
上川南部森林管理署	総務グループ 事務管理官(管理)米田 和敏	WEB会議
網走西部森林管理署西紋別支署	総務グループ 統括事務管理官 牧村 光晃 事務管理官(管理)玉川 知弥	会場
上川総合振興局	南部森林室 管理課 管理係長 渡辺 彰	会場
	環境生活課 主事 中里 海斗	WEB会議
上川教育局	教育支援課 主任 須藤 修任	会場
旭川市		ご欠席
富良野市		ご欠席
上川町	産業経済課商工観光グループ 係長 鈴木 創太 主事 菅家 祐太	WEB会議
東川町	大雪山国立公園保護協会 （旭岳ビジターセンター） 宋 東憲	会場
美瑛町		ご欠席
上富良野町		ご欠席
南富良野町		ご欠席
大雪山国立公園パークボランティア 連絡会	会長 黒田 忠	会場
旭川山岳会	監事 近藤 照衣	会場
上川山岳会		ご欠席
東川山岳会	会長 庄内 孝治	会場
富良野山岳会		ご欠席
美瑛山岳会	理事長 内藤 美佐雄	会場
上富良野十勝岳山岳会		ご欠席
日本スノーモバイル安全普及協会	理事 清水 勉	会場
層雲峡ビジターセンター		ご欠席
【事務局】大雪山国立公園管理事務所	所長 広野 行男 国立公園保護管理企画官 畠山 直樹 国立公園利用企画官 佐藤 巧 係員 松野 壮太 自然保護官補佐 忠鉢 伸一 自然保護官補佐 入江 瑞生 国立公園管理官 齋藤 明光 自然保護官補佐 渡邊 あゆみ 国立公園管理官 齋藤 佑介 自然保護官補佐 上村 哲也	
東川管理官事務所		
上士幌管理官事務所		

大雪山国立公園内スノーモビル等の乗入れ規制調整会議 座席表
令和3年12月10日(金) 10:00～
場所：東川町複合交流施設せんとぴゅあⅠ 講堂



スノーモビル等乗入れ規制調整会議について

1. 会議の目的、経緯

- ・関係機関等と連携した広範な啓発活動を行い、大雪山国立公園の特別保護地区・車馬等乗入れ規制区域並びに十勝川源流部原生自然環境保全地域での無秩序なスノーモビルなどの乗入れを防止することを目的として、平成9年に発足。
- ・スノーモビル乗入れ規制に関する各種取組の前年度の結果及び当該年度の対策について確認・協議を行っている。
- ・会議メンバーは下表のとおり。

表 スノーモビル規制調整会議メンバー

表大雪地域	東大雪地域
・北海道警察旭川方面本部 生活安全課 ・旭川東警察署 生活安全課 ・富良野警察署 ・北海道上川総合振興局 保健環境部 環境生活課 ・北海道上川総合振興局 南部森林室 ・上川中部森林管理署 ・上川南部森林管理署 ・上川教育局 教育支援課 ・旭川市 環境部 環境政策課 ・富良野市 商工観光課 ・上川町 産業経済課 ・東川町 産業振興課 ・美瑛町 商工観光交流課 ・上富良野町 企画商工観光課 ・南富良野町 企画課 ・大雪山国立公園パークボランティア連絡会 ・旭川山岳会 ・上川山岳会 ・東川山岳会 ・富良野山岳会 ・美瑛山岳会 ・上富良野十勝岳山岳会 ・日本スノーモビル安全普及協会 北海道地方本部 ・層雲峡ビジターセンター ・旭岳ビジターセンター ・【事務局】環境省大雪山国立公園管理事務所 東川管理官事務所	・北海道警察釧路方面本部 生活安全課 ・帯広警察署 生活安全課 ・新得警察署 生活安全課 ・北海道十勝総合振興局 保健環境部 環境生活課 ・北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部 鹿追出張所 ・十勝西部森林管理署 東大雪支署 ・上士幌町 商工観光課 ・士幌町 産業振興課 ・鹿追町 商工観光課 ・新得町 産業課 ・新得山友会 ・十勝山岳連盟 ・日本スノーモビル安全普及協会 北海道地方本部 道東支部 ・【事務局】環境省上士幌管理官事務所

2. なぜ、スノーモビルの乗入れを規制するのか

文献調査や他地域も含め、現地で確認された事例から、スノーモビルの乗入れにより懸念される影響は、以下のように整理される。（「平成 30 年度大雪山国立公園スノーモビル監視活動分析評価業務より抜粋」）

＜自然環境への影響＞

- ・スノーモビルの走行による樹木等の損傷（枝・冬芽の切断、枝・幹表面の損傷）
- ・スノーモビル走行後の圧雪による雪解けの遅れ
- ・圧雪によって生じた雪解けの遅れによる植物現存量の減少
- ・スノーモビルの走行による土壌の締固め、浸食による荒廃の誘発
- ・スノーモビルの接近による野生動物の警戒・回避行動等の誘発
- ・スノーモビルが発する騒音による野生動物の聴覚や個体間のコミュニケーションへの干渉、生息域・移動経路への干渉

＜社会科学面への影響＞

- ・異なる利用形態の利用者との軋轢・事故発生の可能性
 - スノーモビルが発する騒音・煙霧・排気ガス臭等による不快感、雰囲気破壊
 - 異なる利用形態にとって好ましい利用環境の破壊（圧雪・雪面の掘り返し、野生生物観察の機会の損失等）
 - 衝突に対する不安感
- ・マナーに反する行為の発生（無用な樹木の伐採、ゴミ等の放置、異なる利用形態の利用者への干渉等）
- ・乗入れ規制区域の設定や監視活動の実施によるスノーモビル活動域の移動

3. 関係機関の対応

別紙「関係機関におけるスノーモビル乗入れの対応について」を参照

4. スノーモビル乗入れ規制に関する取組内容

これまで実施されてきた大雪山国立公園及び周辺における取組は以下のとおり。（セスナ機による監視飛行以外は、現在も取組を継続）

取組内容	H7	H10	H20	H30
スノーモビル規制調整会議（表大雪地域・東大雪地域）		● H9		→
普及啓発合同/パトロール		● H9		→
セスナ機による監視飛行			● H13	→
環境省職員及び請負事業（グリーンワーカー事業） 巡視員によるパトロール			● H13	→
規制周知看板・規制区域内看板の設置		● H8		→
センサーカメラの設置				● H24 H25～本格設置
チラシ・パンフレット等の配布		● H9		→
ホームページでの情報提供			● H23	※

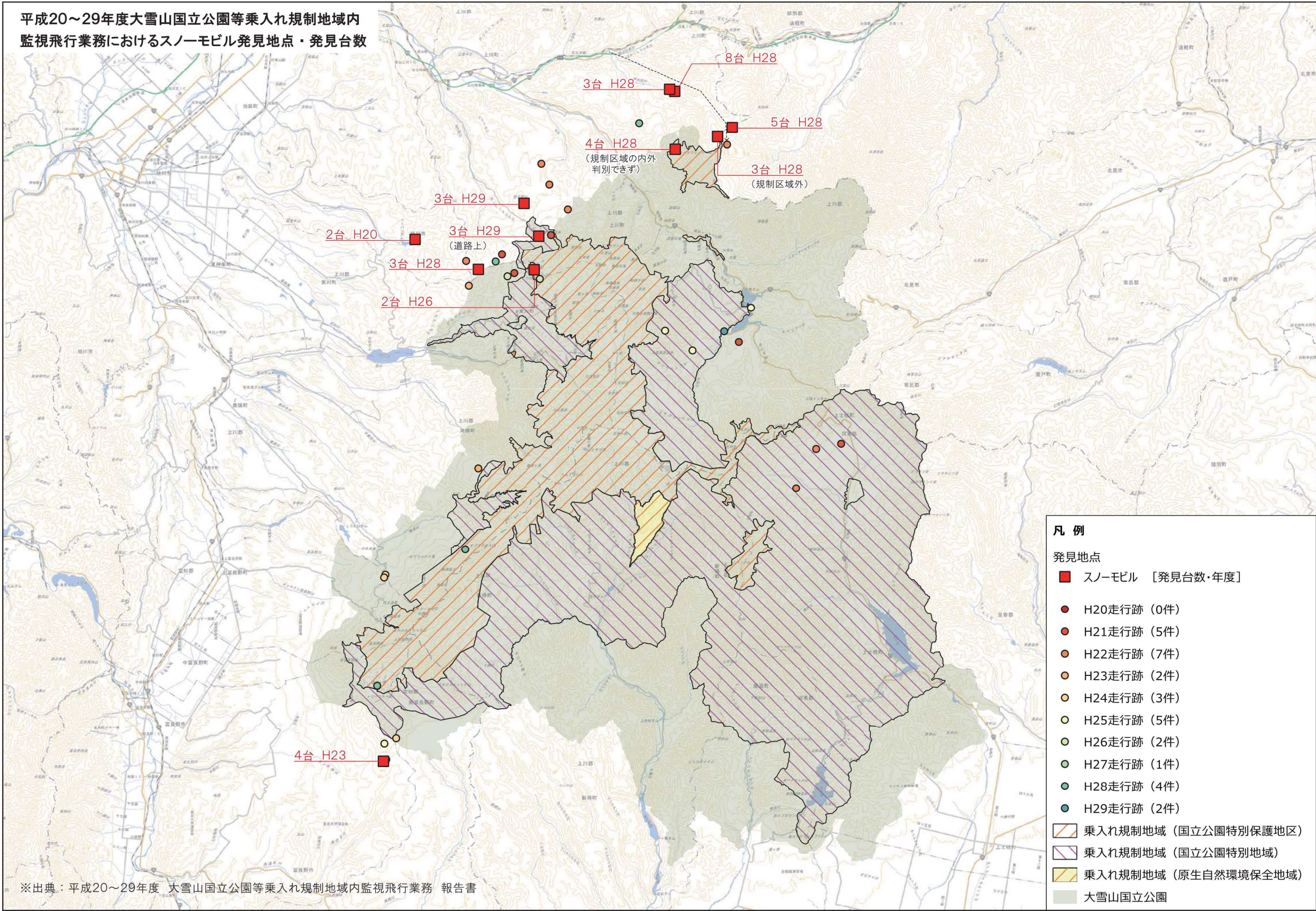
— 乗入れ規制地域の指定

5. 大雪山国立公園及びその周辺地域におけるスノーモビル乗入れ状況

平成 20 年度以降の大雪山国立公園及びその周辺地域におけるスノーモビル乗入れ状況について、整理・分析した結果を下表及び次頁の図に示す。

表 大雪山国立公園及びその周辺地域におけるスノーモビル乗入れ状況

乗入れ地点	乗入れ状況		
	監視活動業務	監視飛行業務	監視カメラ撮影
	※下表は平成29年度までの乗入れ状況を記載 (平成 29 年度以降、上記の業務を実施していないため)		
上川町北見峠	- 平成25年度をピークに減少傾向、平成29年度の確認台数は0台 - 平成28年度活動中の声がけ時に、北見峠からの進入を取り止めて浮島へ移動する旨の返答あり	近年は、北見峠ではなく、上川町中越地区からニセイカウシュッペ山付近の規制区域に接近する事案あり	平成27年度まで0.1 台/日を超えていたが、その後減少傾向、令和元年度に再び増加(0.75 台/日)
上川町高原温泉地区	—	周辺に走行跡の確認あり	これまで撮影された記録なし
旭川市東旭川 (ペーパン)	平成22年度をピークに平成25年度まで減少。平成26年度に再び増加したものの、その後減少傾向		平成27年度まで増加し、0.3 台/日を超えていたが、その後平成28年度以降は減少傾向、令和元年度は0.1 台/日程度
東川町幌倉沼	平成25年度をピークに減少傾向走行跡の確認は比較的多い		増減に変動があるが、平成29年度以降、増加傾向
美瑛町俵真布	平成23、27年度の確認台数は比較的多いが、その多くは地元猟友会関係者のもの		令和元年度は平成27年度以来、最大となる0.1 台/日を記録
富良野市 ベベルイ原始ヶ原	これまで活動日に確認された実績はなく、走行跡の確認も少ない	進入地点は特定できないが、経歳鶴、大麓山付近に走行跡の確認あり	—
南富良野町奥落合	これまで活動日に確認された実績はないが、走行跡は確認されている		—
南富良野町北落合	平成25年度をピークに減少傾向		—
南富良野町東幾寅	- 平成28年度以降、増加傾向 - 経歳鶴、大麓山方面への軌跡が確認されている		増加傾向にあり、令和元年度にこれまでで最大となる 0.71 台/日を記録
新得町サホロダム (北新内線)	- 平成25年度に急増、その後減少傾向 - 他の乗入れ地点と比較して、確認台数は多い	走行中、走行跡とも確認された実績はない	増加傾向にあり、令和元年度にこれまでで最大となる 1.15 台/日を記録。監視カメラ設置地点の中で最も高い数値
上士幌町 シンノスケ迂回林道	—	周辺に走行跡の確認あり	平成28年度以降は減少傾向、平成29、30年度と撮影記録はなかったが、令和元年度にレジャー目的の乗入れを記録
全般	全般的に確認台数が減少傾向にある中で、東幾寅のみ増加傾向	乗入れ規制区域内へのスノーモビル乗入れは多くないことが示唆される	3月の撮影記録が多い - 日曜日を中心に週末の撮影記録が多い - 近年は、新得町北新内線、南富良野町東幾寅、上川町北見峠の撮影記録の数値が他の地点と比べて突出している



＜参考＞過去の取締まり状況について

○平成25年度シーズンは、スノーモビル違法乗入れ摘発事案が平成26年3月27日に発生（起訴猶予処分）した。

※平成12年の旭岳での違法乗入れ以降14年ぶり。

○平成26年度シーズンにおいては、上川町から東川町に至る沼ノ平地区において平成27年2月21日に監視飛行により規制区域内の乗入れを確認し、地上班に連絡を取ったが乗入れ車両を特定できず摘発まで至らない事案が1件あった。

（参考・詳細）

- ・セスナ機での監視飛行により沼ノ平西斜面の規制区域内に走行痕を確認（12:30頃）。
- ・痕跡をたどり沼ノ平大沼西側に侵入していたスノーモビル2台を発見、近距離撮影を試み接近したところ、林内に逃走。痕跡からペイパンからの乗入れであることが確認されている。
- ・地上班に連絡し、地上班が乗入れ箇所と思われるペイパンの駐車帯を確認し、下山してきたスノーモビル車両を確認するが、空撮で確認された車両と同じ型式の車両は確認されなかった。

	国立公園	国有林	道有林
対応方針	法令(自然公園法、自然環境保全法)に基づき、許可なく、自然環境の優れた地域(特別保護地区、車馬等乗入れ規制区域、原生自然環境保全地域)に乗入れることを禁止 ※許可される場合 ・公益上の必要性が認められること ・野生動植物の生息・生育環境、その他風致の維持上支障がないこと ・地域住民の日常生活の維持に必要と認められること	・原則認めていない ※森林の育成のための業務や電力供給の業務、遭難救助で人道的に入林が必要な場合、有害鳥獣駆除等の場合は除く	・原則認めていない ※公共性のある事業で行う場合は除く
考え方	スノーモビルをはじめとする車馬の無秩序な使用は、自然環境に悪影響を与えるため、禁止	国有林はほぼ全域が保安林に指定されており、「材木の生育や植生保護等の観点」から認めていない	樹木の損傷、生態系保全、事故防止等のため、認めていない
樹木損傷の防止、植生保護をはじめ、自然環境の保全を目的とする			
手続き (許可、認める場合)	■自然公園法:第20条第3項第10号、第21条第3項第17号に基づく許可申請 ■自然環境保全法:第17条第1項第15号 http://hokkaido.env.go.jp/nature/mat/m_1_7.html	■入林届 ・必要事項を記入の上、管轄する森林管理署等に提出(郵送又は持込み)。 ・飛行させる7日以前に提出。 https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/	■入林承認申請書 ・事前に南部森林室に連絡、調整。 ・必要事項を記入の上、提出(郵送)。 https://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/sr/nsr/kannri/kannri/nyuurinn.html
連絡窓口	・大雪山国立公園管理事務所 (TEL:01658-2-2574) ・東川管理官事務所 (TEL:01668-2-2527) ・上士幌管理官事務所 (TEL:01564-2-3337)	・上川中部森林管理署 (TEL:0166-61-0206) ・上川南部森林管理署 (TEL:0167-52-2772) ・十勝西部森林管理署 東大雪支署 (TEL:01564-2-2141)	・上川総合振興局 南部森林室 管理課 (TEL:0166-46-5998)

スノーモビル等乗入れ規制の実施結果について（令和2年度シーズン）

1. 自然公園法に基づく規制の対象

指 定 区 域	指 定 面 積	条 項
大雪山国立公園特別保護地区	3 6, 8 0 7 ha	自然公園法 第21条第3項第10号
大雪山国立公園（特別地域内） 車馬等乗入れ規制区域	9 6, 2 1 1 ha	自然公園法 第20条第3項第17号
十勝川源流部原生自然環境保全地域	1, 0 3 5 ha	自然環境保全法 第17条第1項第15号

2. 各取組の実施結果（令和2年度シーズン実績）

(1) 普及啓発合同パトロールの実施（資料3を参照）

令和3年1月24日（日） 参加者計16名

- ・上川町北見峠 参加者9名
- ・旭川市東旭川 ペーパーダム市道除雪終点 参加者7名

令和3年3月7日（日） 参加者10名

- ・東川町幌倉沼

令和3年3月7日（日） 参加者10名

- ・美瑛町俵真布

令和3年1月31日（日） 参加者2名

- ・南富良野町東幾寅

令和3年3月7日（日） 参加者計10名

- ・新得町北新内線（サホロ湖駐車場）

令和3年3月21日（日） 参加者計13名

- ・上川町北見峠 参加者3名
- ・旭川市東旭川 ペーパーダム市道除雪終点 参加者10名

(2) パトロールの実施

令和2年12月から令和3年4月まで、下記の地域において環境省職員やパークボランティアでパトロールを実施

＜大雪山国立公園管理事務所（上川）＞計44回（パトロール日数：13日）
上川町北見峠（12回）、上川町中越地区（12回）、旭川市東旭川（ペーパーダム）（12回）、高原温泉ゲート（8回）

＜東川管理官事務所＞計37回（パトロール日数：16日）
旭岳登山口（1回）、幌倉沼（7回）、俵真布（7回）、宇莫別（6回）、原始ヶ原（2回）、南富良野北落合（7回）、南富良野東幾寅（7回）

＜上士幌管理官事務所＞計36回（パトロール日数：16日）

サホロダム（5 回）、シンノスケ迂回林道（8 回）、パンケニコロベツ林道（5 回）、東ヌプカウシヌプリ（3 回）、五の沢駐車場（8 回）、然別糠平線（7 回）

（３）看板の設置

令和３年１月中までに規制周知看板２６枚、規制区域内看板２枚を設置

（４）センサーカメラの設置（資料４を参照）

令和２年１２月から令和３年５月まで、旭川市東旭川（ペーパン地区）、上川町北見峠、上川町中越（駐車帯周辺）、東川町幌倉沼、美瑛町俵真布、美瑛町宇莫別、南富良野町東幾寅、新得町北新内線入口及び上士幌町シンノスケ迂回林道の計１３箇所にセンサーカメラを設置し、スノーモビルの乗入れ状況を確認した。

（５）パンフレット等の配布

「スノーモビル等乗入れ禁止・規制地区図」等を関係機関へ配布。

（６）ホームページ等での情報発信

環境省ＨＰや、facebook（大雪山国立公園パークボランティア）にて、取組結果等を情報発信。

■環境省ＨＰ

http://hokkaido.env.go.jp/to_2021/post_264.html

■facebook

<https://ja-jp.facebook.com/daisetsuzan.parkvolunteer/>

【参考】スノーモビルの乗入れ規制に関する法令（抄）

○ 自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）

・第 20 条 第 3 項

特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一～十六及び十八 省略

十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

・第 21 条 第 3 項

特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一～九及び十一 省略

十 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

・第 83 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一～二及び四～五 省略

三 第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 3 項又は第 23 条第 3 項の規定に違反した者。

※自然公園法の一部改正により、令和 4 年 4 月 1 日より罰則規定が強化されます。

・第 82 条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

一 省略

二 第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項又は第 22 条第 3 項の規定に違反したとき。

○自然環境保全法（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）抜粋

・第 17 条

原生自然環境保全地域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

ただし、環境大臣が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

一～十四及び十六 省略

十五 車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

・第 53 条

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定に違反した者

二 省略

令和 2 年度大雪山国立公園内におけるスノーモビル等乗入れ
規制普及啓発活動合同パトロール実施結果について

令和 3 年 1 月 2 4 日（日）、令和 3 年 3 月 2 1 日（日）

上川町北見峠、旭川市東旭川（ペーパンダム市道除雪終点）

令和 3 年 1 月 3 1 日（日）※抜き打ちによる合同パトロール

南富良野町東幾寅

令和 3 年 3 月 7 日（日）

東川町幌倉沼、美瑛町俵真布、新得町北新内線（サホロ湖駐車場）

計 6 箇所の協力者数 合計 6 1 名（5 9 名）※（ ）は令和元年度の実績

普及啓発重点地域別人員

1 上川町北見峠

計 1 2（1 2）名

参 加 機 関 名	人 数 (1/24, 3/21)		参 加 機 関 名	人 数 (1/24, 3/21)	
上川中部森林管理署	2 名	-	パークボランティア	4 名	1 名
上川町	1 名	-	大雪山国立公園管理事務所	2 名	2 名

2 旭川市東旭川 ペーパン市道除雪終点

計 1 7（1 6）名

参 加 機 関 名	人 数 (1/24, 3/21)		参 加 機 関 名	人 数 (1/24, 3/21)	
旭川東警察署	2 名	-	パークボランティア	2 名	8 名
上川総合振興局南部森林室	1 名	-	大雪山国立公園管理事務所	2 名	2 名

3 東川町幌倉沼

計 1 0（1 9）名

参 加 機 関 名	人 数	参 加 機 関 名	人 数
北海道警察旭川方面本部	1 名	東川山岳会	1 名
旭川東警察署	2 名	パークボランティア	4 名
上川総合振興局南部森林室	1 名	東川管理官事務所	1 名

4 美瑛町俵真布

計 1 0（-）名

参 加 機 関 名	人 数	参 加 機 関 名	人 数
美瑛山岳会	1 名	東川管理官事務所	1 名
パークボランティア	8 名		

5 新得町北新内線入口

計 1 0（1 0）名

参 加 機 関 名	人 数	参 加 機 関 名	人 数
新得警察署	1 名	十勝山岳連盟	2 名
十勝西部森林管理署東大雪支署	1 名	パークボランティア	2 名
新得町	1 名	上士幌管理官事務所	2 名
日本スノーモビル安全普及協会道東支部	1 名		

6 南富良野町東幾寅 ※抜き打ちによる合同パトロール

計 2（2）名

参 加 機 関 名	人 数	参 加 機 関 名	人 数
東川管理官事務所	2 名		

※（ ）は令和元年度の実績

大雪山国立公園 令和２年度 監視カメラによるスノーモビル利用実態調査結果

大雪山国立公園管理事務所
東川管理官事務所
上士幌管理官事務所

1. 目的

○大雪山国立公園の乗入れ規制区域にスノーモビルが乗入れようとする場合、その起点になると考えられる地点において、監視カメラにより乗入れの実態や傾向を把握するもの。

2. 監視カメラの設置

(1) 設置場所

○次のとおり、9箇所13台のカメラを設置。位置は図1のとおり。監視カメラは、道路、林道沿いの樹木の幹に監視カメラを括り付けて設置する。

- ①カメラ N0. 1, 2, 3, 4 : 旭川市東旭川（ペーパン）
- ②カメラ N0. 5, 6 : 上川町北見峠
- ③カメラ N0. 7 : 上川町中越駐車帯
- ④カメラ N0. 8 : 東川町幌倉沼
- ⑤カメラ N0. 9 : 美瑛町字俵真布
- ⑥カメラ N0. 10 : 美瑛町字莫別
- ⑦カメラ N0. 11 : 南富良野町東幾寅
- ⑧カメラ N0. 12 : 新得町北新内線入口
- ⑨カメラ N0. 13 : 上士幌町シンノスケ迂回林道

(2) 設置期間

○乗り入れが頻繁に行われる2月及び3月を含む、12月又は1月～4月又は5月の期間。詳細は表1のとおり。

(3) 撮影方法

○動くものに反応する自動撮影式カメラによる。夜間撮影が可能。

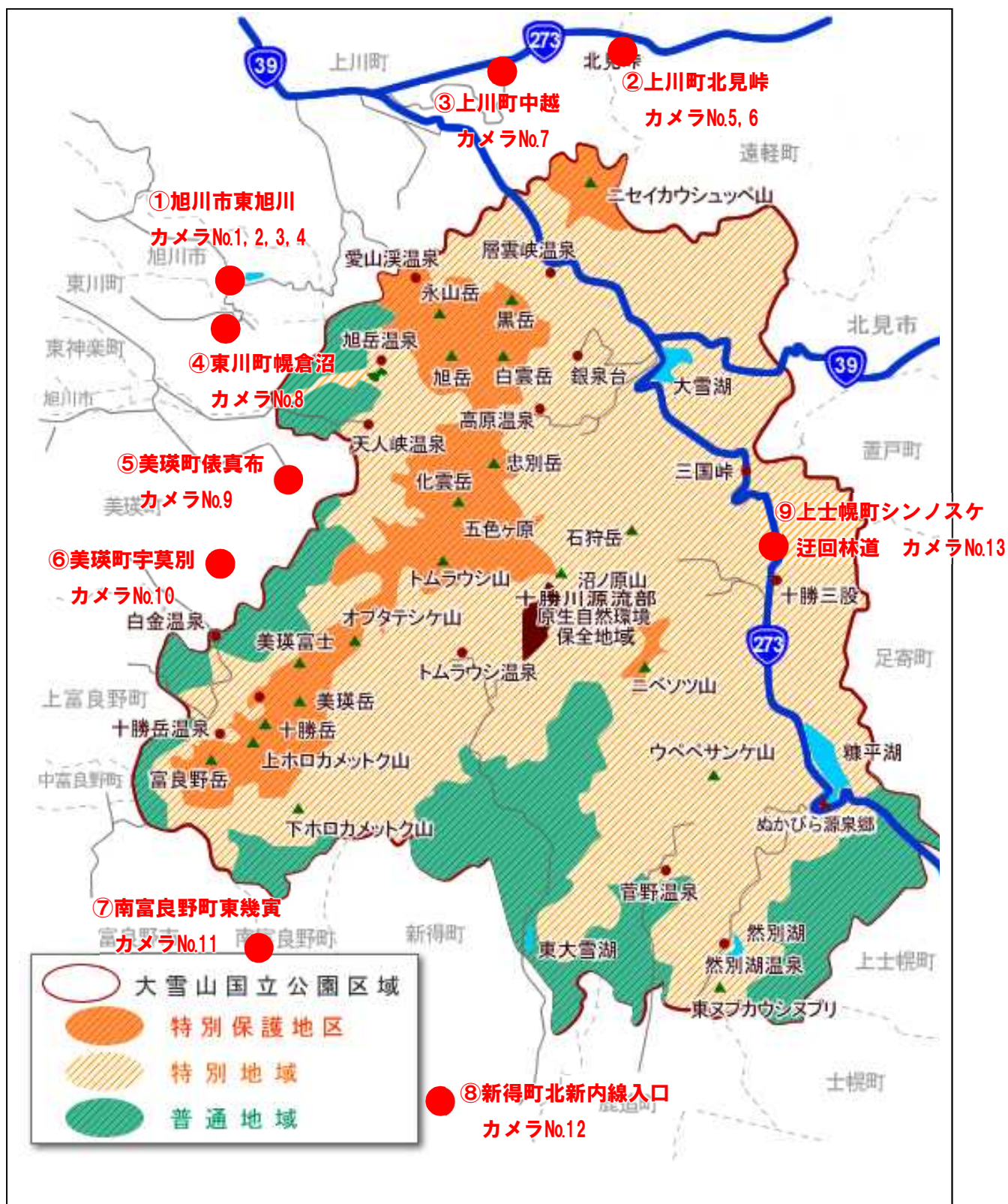


図 1. 令和 2 年度 監視カメラ設置位置

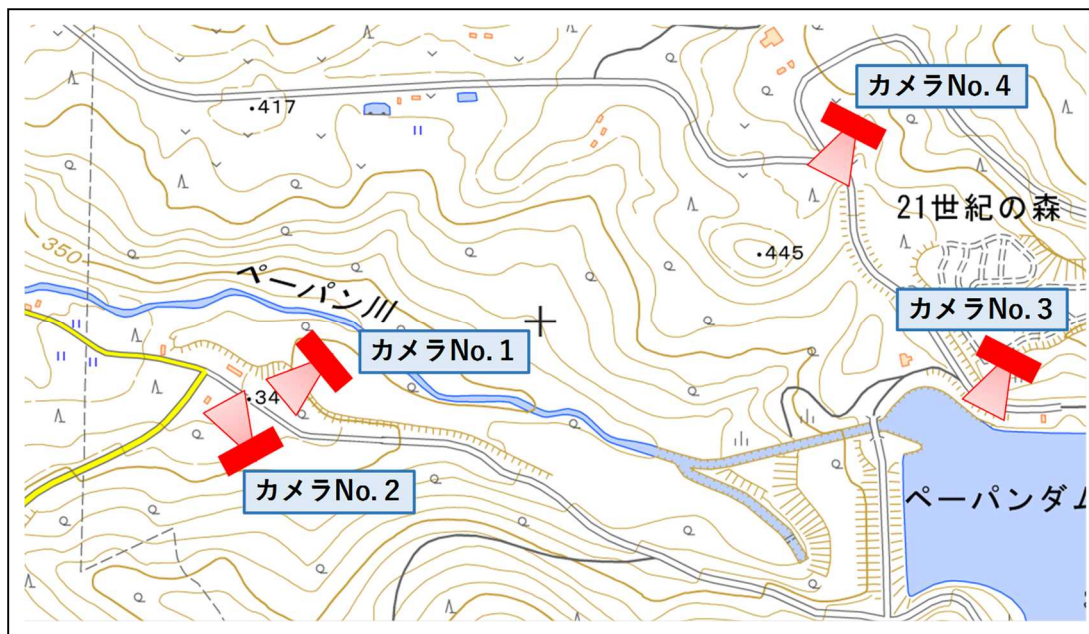
表 1. 令和 2 年度 監視カメラ設置状況

カメラ No	場所	期間	撮影 日数	備考 (欠測期間等)	担当 事務所
1	旭川市東旭川瑞穂 (ペーパン)	令和 2 年 12 月 24 日(木)～ 令和 3 年 4 月 30 日(金)	69	1/6～3/2 まで欠 損	上川
2	旭川市東旭川瑞穂 (ペーパン)	令和 2 年 12 月 24 日(木)～ 令和 3 年 4 月 30 日(金)	69	1/6～3/2 まで欠 損	上川
3	旭川市東旭川瑞穂 (ペーパン)	令和 2 年 12 月 24 日(木)～ 令和 3 年 4 月 30 日(金)	69	1/6～3/2 まで欠 損	上川
4	旭川市東旭川瑞穂 (21 世紀の森)	令和 2 年 12 月 24 日(木)～ 令和 3 年 4 月 30 日(金)	69	1/6～3/2 まで欠 損	上川
5	上川町北見峠	令和 2 年 12 月 24 日(木)～ 令和 3 年 4 月 30 日(金)	69	1/6～3/2 まで 1 部欠損	上川
6	上川町北見峠	令和 2 年 12 月 24 日(木)～ 令和 3 年 4 月 30 日(金)	69	1/6～3/2 まで欠 損	上川
7	上川町中越	令和 2 年 12 月 24 日(木)～ 令和 3 年 4 月 30 日(金)	69	1/6～3/2 まで欠 損	上川
8	東川町幌倉沼	令和 3 年 1 月 7 日(木)～ 令和 3 年 4 月 20 日(火)	104	欠測期間なし。	東川
9	美瑛町字俵真布	令和 3 年 1 月 7 日(木)～ 令和 3 年 4 月 20 日(火)	104	欠測期間なし。	東川
10	美瑛町宇莫別	令和 3 年 1 月 7 日(木)～ 令和 3 年 4 月 20 日(火)	104	欠測期間なし。	東川
11	南富良野町東幾寅	令和 2 年 12 月 23 日(水)～ 令和 3 年 3 月 26 日(金)	94	欠測期間なし。	東川
12	新得町北新内線入口	令和 3 年 12 月 23 日(水)～ 令和 3 年 5 月 11 日(火)	140	欠測期間なし。	上士幌
13	上士幌町シンノスケ迂 回林道	令和 2 年 3 月 1 日(月)～ 令和 3 年 3 月 30 日(火)	30	欠測期間なし。	上士幌

3. 調査結果

(1) 旭川市東旭川瑞穂（ペーパン）カメラ NO. 1, 2, 3, 4

1) 設置状況



2-1) 撮影結果（No. 1 駐車帯、No. 2 走行路）

＊監視カメラで撮影された写真番号は記録表の番号と合わせている。

【No. 1：駐車帯】モビルが撮影された日

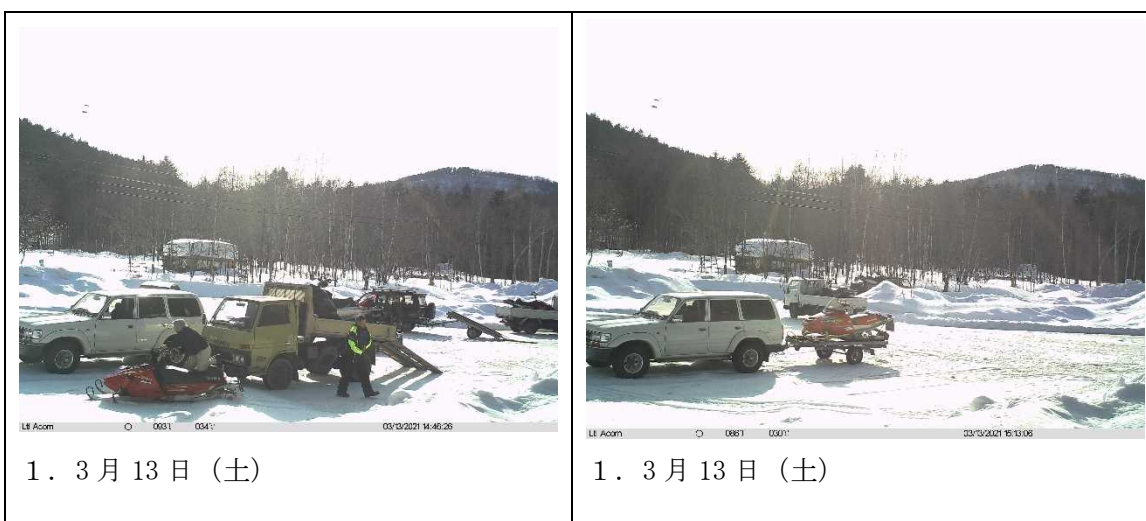
	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	時間	備考
1	3月13日(土)	4	4	4	～14:45	レジャー

【No. 2：走行路】モビルが撮影された日

	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	時間	備考
1	3月13日(土)	7	—	7	10:13～14:42	レジャー
2	3月15日(日)	1	—	1	～14:40	荷上げ

2-1) 撮影された写真 (No. 1 駐車帯、No. 2 走行路)

【No. 1 : 駐車帯】



【No. 2 : 走行路】



3－1）撮影結果（No. 3 対岸（ペーパンダム管理棟付近））

【No. 3：対岸】モビルが撮影された日

○撮影記録なし

4－2）撮影された写真（No. 4 ペーパン交差点）

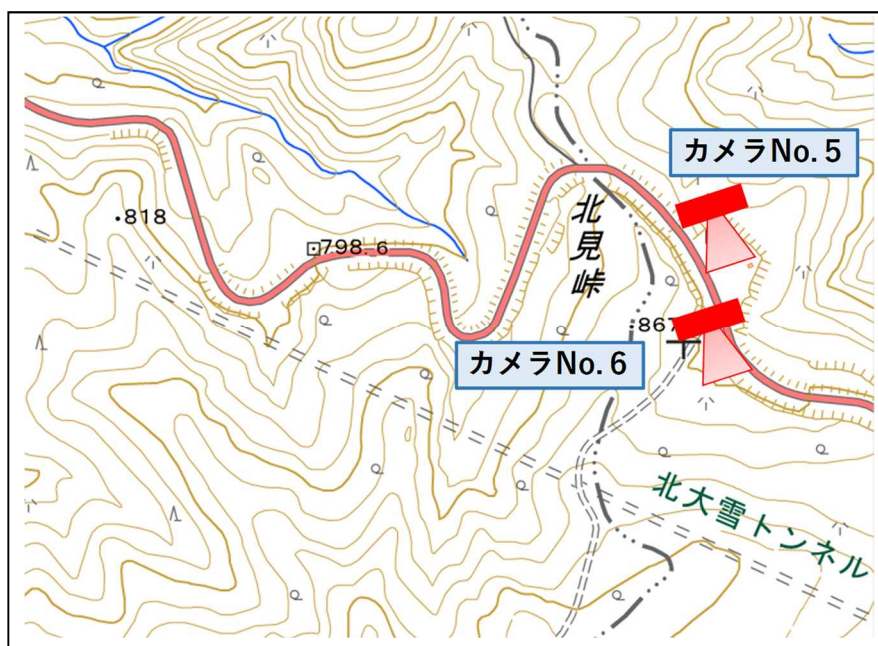
【No. 4：ペーパン地区交差点】



	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	時間	備考
1	3月7日（日）	2	1	1	9:22～	レジャー
2	3月14日（日）	2	1	1	～16:17	レジャー

(2) 上川町北見峠 カメラ No. 5, 6

1) 設置状況



2) 撮影結果

【No. 5 駐車帯】 モビルが撮影された日

	日にち	モビル台数	牽引車台数	撮影枚数	時間	備考
1	1月6日(水)	6	5	動画		Goproでの撮影
2	1月25日(月)	5	4	動画		Goproでの撮影
3	3月4日(木)	3	3	3		
4	3月14日(日)	3	3	4		

3) 撮影された写真

【No. 5 : 駐車帯】



1. 1月6日(火)
モビラーのグループへ乗り入れについて
聞き取り調査を行った



1. 1月6日(火)
モビルの乗り入れが規制されている地区
の啓発活動を行ったきたき



3. 2月2日(日)
1月24日(日) PV スノーモビルパトロール



2. 3月4日(木)
北見方面から来ている車両が多い
33/1



3. 3月4日



4. 3月14日

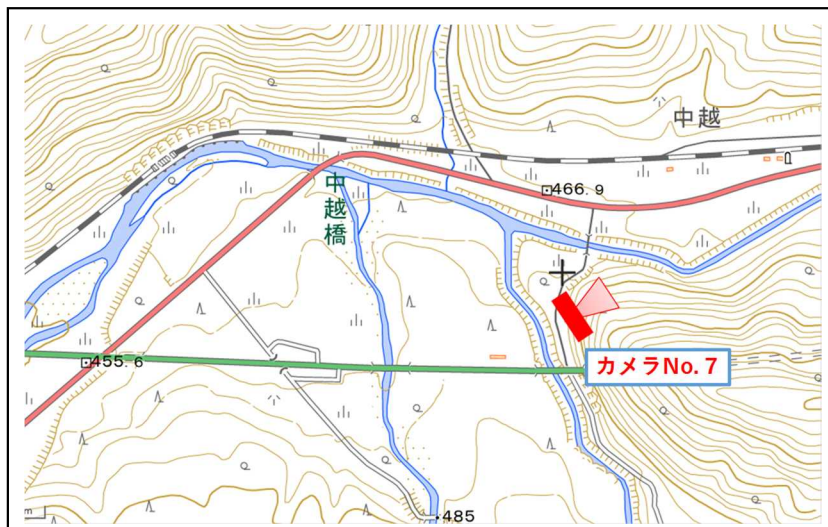
2) 撮影結果

【No. 6 走行路】 モビルが撮影された日

○撮影記録なし

(3) 上川町中越 カメラ NO. 7

1) 設置状況

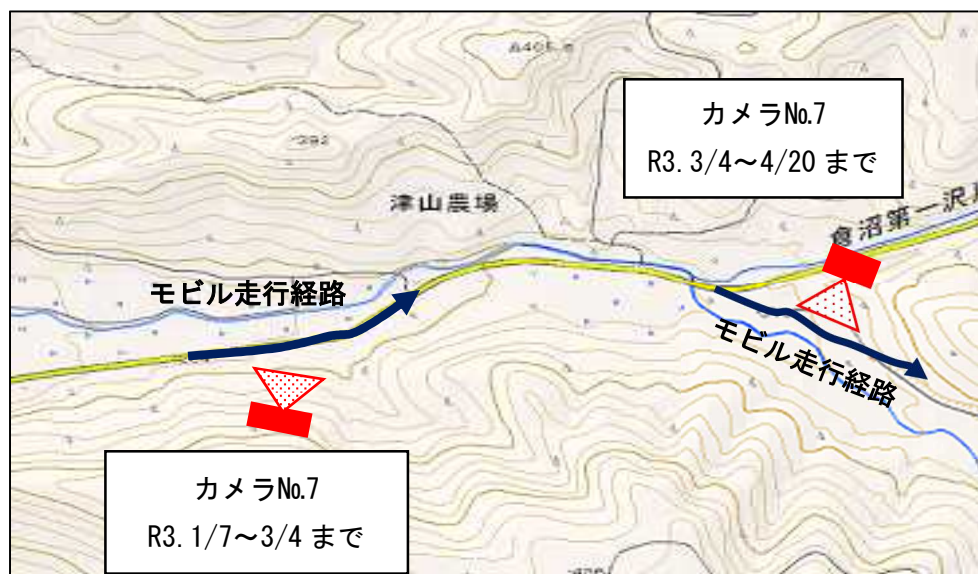


2) 撮影結果

○撮影記録なし

(4) 東川町幌倉沼 カメラ No. 7

1) 設置状況



2) 撮影結果

モバイルが撮影された日

	日にち	モバイル台数	牽引車台数	撮影枚数	時間	備考
1	1月10日(日)	4	—	7	9:53~13:47	レジャー風
2	1月22日(金)	1	—	2	15:16~15:18	レジャー風
3	1月24日(日)	5	—	9	10:01~14:34	レジャー風
4	1月31日(日)	4	—	10	9:58~15:44	レジャー風
5	2月7日(日)	5	—	9	9:27~14:37	レジャー風
6	2月13日(土)	2	—	90	12:16~17:32	レジャー風
7	2月14日(日)	14	—	42	9:43~15:34	レジャー風
8	2月23日(火・祝)	1	—	2	9:59~13:55	ハンター
9	2月27日(土)	1	1	4	8:35~14:15	ハンター
10	2月28日(日)	3	3	7	9:19~out 不明	レジャー風
11	3月6日(土)	1	—	1	8:28~out 不明	ハンター
11	3月7日(日)	1	—	1	15:12~out 不明	レジャー風
12	3月20日(土)	6	—	9	9:34~14:50	レジャー風
13	3月28日(日)	6	—	457	9:56~out 不明	レジャー風

3) 撮影された写真



1: 1月10日(日) 9:53

レジャー風。行き先不明。



2: 1月22日(金) 15:16

レジャー風。行き先不明。



3: 1月24日(日) 10:01

1と同一グループ。



4: 1月31日(日)

1、3と同一グループ。



5: 2月7日(日) 9:27

1、3～4と同一グループ。



6: 2月13日(土) 12:16

レジャー風。行き先不明。



7 : 2月14日(日) 9:43

1、3～5 と同一グループ。



7 : 2月14日(日) 13:54 ファミリーらしき団体。総勢12名。行き先不明。



8 : 2月23日(火) 9:59

単独のハンター。



9 : 2月27日(土) 8:35

8 と同一の車体。



10 : 2月28日(日) 9:19

1、3～5、7 と同一車体。



11 : 3月6日(土) 8:28～out 不明

8、9 と同一車体。



12 : 3月20日(土) 9:34



13 : 3月28日(日) 9:56

レジャー風。行き先不明。

(5) 美瑛町字俵真布 カメラ NO.8

1) 設置状況



2) 撮影結果

モバイルが撮影された日

	日にち	モバイル台数	牽引車台数	撮影枚数	時間	備考
1	1月17日(日)	1	－	3	12:40～16:06	バックカントリースキー
2	1月18日(月)	1	－	4	12:17～15:29	バックカントリースキー
3	1月21日(木)	1	－	2	9:29～16:13	バックカントリースキー
4	1月29日(金)	1	－	2	13:17～out 不明	バックカントリースキー
5	1月31日(日)	1	－	1	in 不明～6:44	バックカントリースキー
6	2月10日(水)	1	－	3	12:29～15:29	レジャー風
7	2月12日(金)	1	－	62	8:17～17:00	バックカントリースキー
8	3月4日(木)	1	－	2	14:59～15:01	レジャー風

3) 撮影された写真



1: 1月17日(日) 12:40

バックカントリースキー目的と思われる単独男性。例年ここから入山している。



2: 1月18日(月) 12:17

1 と同一人物。



3 : 1月21日(木) 9:29

1、2 と同一人物。



4 : 1月29日(金) 13:17

1～3 と同一人物。



5 : 1月31日(日) 6:44

1～4 と同一人物。早朝に下山。

In 日時不明。



6 : 2月10日(水) 12:29

レジャー風。行き先不明。



7 : 2月12日(金) 8:17

スノーモビルにスキーヤー5名を牽引し入山している。グループ内に、1～5 と同一人物が混ざっている。

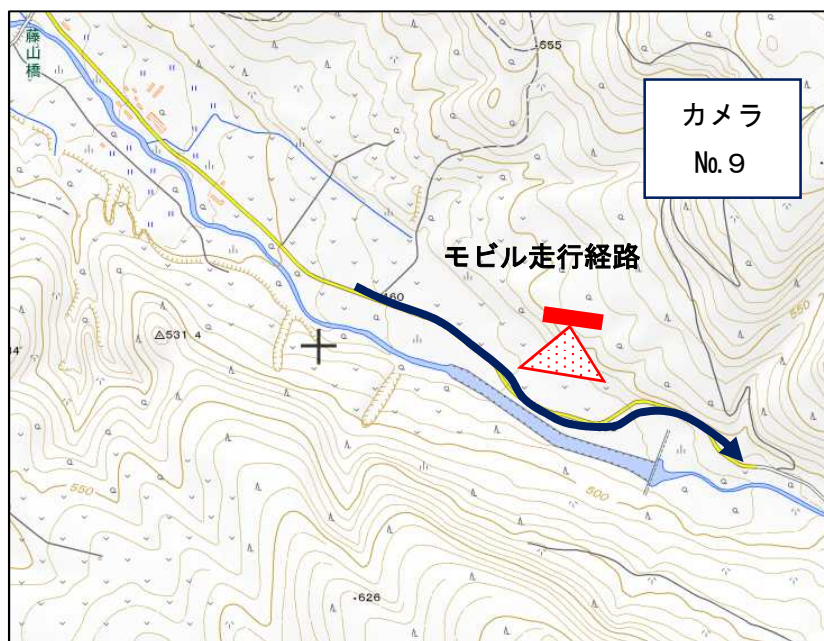


8 : 3月4日(木) 14:59

レジャー風。行き先不明。

(6) 美瑛町字宇莫別 カメラ NO.9

1) 設置状況



2) 撮影結果

モバイルが撮影された日

	日にち	モバイル台数	牽引車台数	撮影枚数	時間	備考
1	3月7日(日)	2	2	2	9:07～out 不明	
1	3月8日(月)	1	1	2	8:16～15:01	

3) 撮影された写真

1 : 3月7日(日) 9:07 目的不明	2 : 3月8日(月) 8:16 目的不明
------------------------------	------------------------------

(7) 南富良野町東幾寅 カメラ NO.10

1) 設置状況



2) 撮影結果

モバイルが撮影された日

	日にち	モバイル 台数	牽引車台数	撮影 枚数	時間	備考
1	12月30日(水)	9	-	47	8:49~17:09	レジャー風
2	1月4日(月)	8	-	25	8:43~15:43	レジャー風
3	1月6日(水)	3	-	9	12:06~15:05	レジャー風
4	1月10日(日)	4	-	13	10:06~14:23	レジャー風
5	1月11日(月・祝)	7	-	29	9:23~15:07	レジャー風
6	1月17日(日)	3	-	17	10:52~13:42	レジャー風
7	1月19日(火)	5	-	27	9:08~14:39	レジャー風
8	1月24日(日)	7	-	20	10:32~16:02	レジャー風
9	1月31日(日)	5	-	20	9:30~15:38	レジャー風
10	2月5日(金)	8	-	24	9:30~16:50	レジャー風
11	2月6日(土)	8	-	35	8:39~16:33	レジャー風
12	2月7日(日)	6	-	23	9:27~16:50	レジャー風
13	2月12日(金)	6	-	27	8:45~15:56	レジャー風
14	2月14日(日)	11	-	50	9:05~16:26 10:38~15:20	レジャー風
15	2月23日(火・祝)	2	-	5	10:00~17:08	レジャー風
16	2月28日(日)	17	-	65	9:04~15:11	レジャー風

17	3月7日(日)	10	-	48	9:19~16:38 10:22~14:19	レジャー風
18	3月15日(月)	27	-	27	7:54~14:50	レジャー風
19	3月18日(木)	1	-	10	10:45~13:32	
20	3月20日(土)	1	-	2	10:44~10:46	レジャー風

3) 撮影された写真



1: 12月30日(水) 8:49

レジャー風。行き先不明。



2: 1月4日(月) 8:43

1と同一グループ。



3: 1月6日(水) 12:06

レジャー風。行き先不明。



4: 1月10日(日) 10:06

レジャー風。行き先不明。



5: 1月11日(月・祝) 9:23

レジャー風。行き先不明。



6: 1月17日(日) 10:52

レジャー風。行き先不明。



7 : 1 月 19 日(火)
レジャー風。行き先不明。



8 : 1 月 24 日(日) 10:32
4、6 の混合グループ。



9 : 1 月 31 日(日) 9:30
レジャー風。行き先不明。



10 : 2 月 5 日(金) 9:30
レジャー風。行き先不明。



11 : 2 月 6 日(土) 8:39
1、2 と同一グループ。



12 : 2 月 7 日(日) 9:27
レジャー風。行き先不明。



13 : 2 月 12 日(金) 8:45
7 と同一グループ。



14 : 2 月 14 日(日) 9:05
12 と同一グループ。



15 : 2月23日(火) 10:00

レジャー風。行き先不明。



16 : 2月28日(日) 9:04

10、12、14 と同一グループ。



17 : 3月7日(日) 9:19

10 と 12・14・16 と混合グループ。



18 : 3月15日(月) 7:54

レジャー風。行き先不明。



19 : 3月18日(木) 10:45

20 分置きに 3 往復した単独者。



20 : 3月20日(土) 10:44

レジャー風。行き先不明。

(8) 新得町北新内線入口 カメラ NO. 12

1) 設置状況



2) 撮影結果

モバイルが撮影された日

	日にち	モバイル台数	牽引車台数	撮影枚数	時間	備考
1	12月23日(水)	8	8	2		
2	12月29日(火)	1	1	1	～14:53	祝日計上
3	1月2日(土)	5	5	7	8:06 ～17:35	祝日計上
4	1月5日(火)	7	7	9	8:51 ～12:10	
5	1月8日(金)	2	0	2	～16:33	
6	1月26日(火)	1	0	1	～15:40	
7	3月7日(日)	5	5	10	9:00 ～16:52	
8	3月14日(日)	8	8	13	9:04 ～17:43	
9	3月21日(日)	7	7	8	9:01 ～15:42	
10	3月26日(金)	2	2	4	8:42 ～14:07	
11	3月28日(日)	3	3	6	9:06 ～17:32	

3) 撮影された写真



(9) 上士幌町シンノスケ迂回林道 カメラ NO. 13

1) 設置状況



2) 撮影結果

モバイルが撮影された日

	日にち	モバイル台数	牽引車台数	撮影枚数	時間	備考
1	3月28日(日)	4		6	08:59～12:26	

3) 撮影された写真

	
1 : 3月28日(日) 12:25 レジャー風	2 : 3月28日(日) 12:26 レジャー風

4. 令和2年度のまとめと考察

(1) 全般的な傾向

- 令和2年度の撮影結果をとりまとめると、表2のとおり。
- スノーモビルが撮影された時期は、1～3月に多かった（全体で295台）。
- 上川地区では、監視カメラの記録が欠損していたこともあり、正確な分析はできないが、北見峠から中越や浮島湿原等、国立公園以外の方面に分散していることや、ペーパン地区では国立公園の境界付近まで乗入れ実態があることが確認された。
東川管内では、昨年に比べて東幾寅での乗入れが急増。その他は、昨年度と同様の状況。
上士幌管内では、昨年に比べて新得町北新内線の乗入れが減少。その他は、昨年度と同様の状況。
- スノーモビルが撮影された曜日は、日曜日が最も多く（328台）、ついで、土曜日や月曜日でも乗入れが多く確認された。

(2) 各地区の概況

1) 上川地区

- 旭川市21世紀の森（ペーパン地区）から当麻乗越までの区間において、環境省業務によるモビルでの資材運搬が行われ、その際、奥地への乗入れが確認された。（別紙「関係者の協力を得た情報収集」を参照）
- 北見峠について、天気が良い週末などは駐車場が牽引車で一杯になるほどの乗入れが確認された。除雪でモビルの乗入れが困難になったこと等が影響してか、ニセイカウシュッペ山（国立公園内）へ繋がる林道付近では乗入れの痕跡は少なかった。一方で、チトカニウシ山方面（国立公園外）への乗入れ跡は多数あった。
- 乗入れ規制パトロール中にモビラーに聞き取りを行ったところ、北見峠からの乗入れについて、国立公園内まで行けないことはないが、長い距離を移動するメリットもなく燃料切れのリスクもあるため行く人はほとんどいないのではないかという情報を得た。
- 中越駐車帯の北側にある天幕山から浮島湿原方面にかけて乗入れの跡が多くみられた。ほとんどのモビルが駐車帯から道路又は路肩の雪山の上を移動して、天幕山入山口に乘入れている。

2) 東川地区

- 幌倉沼はレジャーが51台、ハンターが3台が記録された。乗入れ数は昨年度と横ばいで、去年と同一グループが乗入れしている他、ファミリーらしき団体の乗入れも新しく確認された。3月30日(火)にトレイルカメラのデータ交換のため、現地に行ったところ、カメラを括り付けている樹木の真下までスノーモビルを乗り付けている走行跡が残っていた。
- 俵真布は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、猟友会のエゾシカ一斉駆除が去年同様行われず、ハンターは0台で、記録された1台以外、全てが同一人物でバックカントリースキー目的の乗入れだった。乗入れ日時は、平日12時

前後からの乗入れが多く、一般的なレジャー目的とは違う行動を取っている。
2月12日(金)には、1台のスノーモビルにロープでバックカントリースキー客5人を牽引している様子が記録された。

○宇莫別は令和元年度から設置を開始した。記録されたのは合計3台で、ハンターと思われる車体・牽引車が記録された。

○東幾寅での記録は148台で、昨年の1.5倍以上増加しており、多くがレジャー目的と思われる乗入れだった。週末は時間差で2グループの乗入れを確認するなど、複数のグループが乗入れていたほか、週末に限らず平日においても乗入れが記録された。

3) 上士幌地区

○新得町北新内線においては、モビルの確認台数が前年に比べ大きく減少した(R2年度：194台、原因不明)。滞在時間を知ることができた7例の平均は5時間58分、最長は8時間26分であった。なお、12月23日のカメラ設置の際、キャンプ場に乗入れた牽引車等8台を確認した。

○上士幌町シンノスケ迂回林道においては、3月28日にグループでのレジャーと思われる4台が乗り入れた。滞在時間は3時間26分であった。

(3) 今後の対処

1) 上川地区

○北見峠地区においては、引き続き、巡視、カメラ調査を行い、加えてドローンによる乗入れ状況の実態調査を行う。ニセイカウシュッペ山への乗入れの可能性のある中越地区も引き続き監視を続ける。

○旭川市21世紀の森(ペーパン地区)においても、巡視、カメラ調査のほか、ドローンによる乗入れ実態調査を行う。今回はペーパン地区から国立公園内への乗入れは確認されなかったが、公園区域の手前まで乗入れの実態があることが分かった。入山口での普及啓発活動を行うとともに、今後はモビルによる本格的な乗入れ調査の実施も検討していく。

○昨年度、旭川市21世紀の森入り口付近に設置した監視カメラは、除雪等で見通しが悪く、モビルは確認されなかったため、今年度の設置を見送る。

○上川町アングス牧場にカメラを設置し、愛山溪地区への乗入れの監視を行うとともに、ドローンによる乗入れ状況の実態調査を行う。

2) 東川地区

○東川町幌倉沼は、入山するグループはほぼ毎週のように同一グループで、周辺の地形を熟知しており、国立公園の規制区域に達することが可能な走行時間であるため、今後もパトロールによる注意喚起と、乗入れ状況の把握を強化し、監視は継続する。また、カメラを気にしている行動が見られることから、防犯対策も強化する。

○美瑛町俵真布は1台を除き、バックカントリースキーが目的と思われる乗入れであったが、過去には、特別保護地区内の扇沼山付近で走行跡が残っていた経緯もあり、日帰りで国立公園の特別保護地区内まで到達できる距離と地形であ

- ることから、引き続き巡視及び監視カメラによる乗入れの状況の把握を行う。
- 美瑛町宇莫別は、昨年度、レジャー目的と思われる乗入れは記録されなかったが、引き続き乗入れ抑止や情報収集のため設置は継続する。
 - 東幾寅は、今年最多数を記録した。レジャーでの乗入れ台数は年々増加傾向であり、入山しているモビラーも同一グループであることが多いため、地形を熟知し、規制区域である大麓山・下ホロカメットク方面に乗入れも難しくないと思われるため、引き続き巡視及び監視カメラによる乗入れの状況の把握を行う。

3) 上士幌地区

- 乗入れ事例が多い新得町北新内線において、カメラによる監視を継続する。また、シンノスケ迂回林道についても、僅かながら乗入れがあったことからカメラによる監視を継続し、平成 28 年の台風被害前のような多数の乗入れが発生しないか、動向を注視していく。
- 北新内線では、乗入れ事例は多いものの、林道外の走行が行われているのか、国立公園の乗り入れ規制区域内まで到達しているのかなど、実態が不明な点が多いことから、スノーモビルを活用した走行跡の追跡等により、スノーモビルの利用実態を把握する調査を実施予定。

表 2. 令和 2 年度 監視カメラ撮影結果

カメラ No	場所	期間	撮影 日数	撮影結果															牽引車 台数
				モビル 台数	モビル 月別内訳						モビル 曜日別内訳								
					12月	1月	2月	3月	4月	5月	月	火	水	木	金	土	日	祝	
1	旭川市東旭川(ペーパン)駐車帯	12/24～4/30	128	0	－	－	－	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	旭川市東旭川(ペーパン)走行路	12/24～4/30	128	8	－	－	－	8	0	－	1	0	0	0	0	7	0	0	－
3	旭川市東旭川(ペーパン)対岸	12/24～4/30	128	0	－	－	－	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	旭川市東旭川(ペーパン)道路	12/24～4/30	128	4	－	－	－	4	0	－	0	0	0	0	0	0	4	0	2
5	上川町北見峠駐車場	12/24～4/30	128	17	－	11	－	6	0	－	5	0	6	3	0	0	3	0	15
6	上川町北見峠走行路	12/24～4/30	128	0	－	－	－	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－
7	上川町中越	12/24～4/30	128	0	－	－	－	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－
8	東川町幌倉沼	1/7～4/20	104	54	－	14	26	14	0	－	0	0	0	0	1	10	42	1	4
9	美瑛町字俵真布	1/7～4/20	104	8	－	5	2	1	0	－	1	0	1	2	2	0	2	0	－
10	美瑛町宇莫別	1/7～4/20	104	3	－	0	0	3	0	－	1	0	0	0	0	0	2	0	3
11	南富良野町東幾寅	12/23～3/26	122	148	9	42	58	39	0	－	35	5	12	1	14	9	63	9	－
12	新得町北新内線入口	12/23～5/11	140	49	9	15	0	25	0	0	0	9	8	0	4	5	23	0	46
13	上士幌町シンノスケ迂回林道	3/1～3/30	30	4	－	－	－	4	－	－	0	0	0	0	0	0	4	0	0
合計				295	9	87	86	104	0	0	43	14	27	6	21	31	143	10	70

※撮影日数は、正常にカメラが作動して記録できた日数（設置期間からデータ欠測日を除いた日数）のこと。

※月～金曜日のうち祝祭日に該当する日は、「月」～「金」にはカウントせず、「祝」のみにカウントした。

※*印がついている数は作業員と思われるスノーモビル等で内数。

背景

- ・ペーパン地区においては、スノーモビルの乗入れを確認していたが、どこまで乗入れがあるのか、実態が分からない状況。
- ・R 2 年度に環境省業務で、スノーモビルを活用した登山道資材の荷上げ調査を実施したところ、3 月 2 0 日（土）に下図に示した地点において、3 台のスノーモビル乗入れを確認した。



----- 調査業務走行ルート

結果

- ・調査中に確認したモビル 3 台には、その場で口頭注意を行った。注意時にトラブルはなく、その後、モビラーは下山したとのこと。
 - ・走行ルート周辺の乗入れ規制区域、禁止区域では乗入れの痕跡は確認されなかった。
- ペーパン地区から国立公園までは距離（片道約 2 0 k m）があり、通常であれば燃料切れの心配はないと思われるが、燃料切れやモビルの埋没等のリスクを考え、レジャー目的で国立公園内まで乗入れることはない??

スノーモビル監視活動の対応方針について

1. スノーモビル乗入れの抑止に向けた方針

＜抑止に向けた有効な方針＞

- 乗入れ規制地域への侵入実態が把握しにくいことも踏まえ、違反行為の発見よりも、普及啓発による乗入れ未然防止に重点を置く。併せて、乗入れ情報の把握及び普及啓発は費用対効果の高い方法により行う。
- そのために、スノーモビル乗入れ規制調整会議を継続し、乗入れ防止のための関係機関の協力体制を維持する。また、乗入れの規制に関する現地での普及啓発を継続し、特に、規制地域への乗入れの懸念が高い地域で重点的に行う。

＜具体的な取組＞

- ①乗入れ規制調整会議、乗入れ規制合同パトロール(上川 2 箇所 1 回、東川 1 箇所 1 回、上士幌 1 箇所 1 回程度)の開催による情報共有、連携体制の維持

※北見峠、浮島峠における合同パトロール実施の検討

- 北見峠(上川パトロール箇所)周辺の浮島峠においても、スノーモビルの乗入れがあり、網走西部森林管理署西紋別支署が関係機関と連携し、啓発活動を実施しているところ。実施日を合わせて、一体的にパトロールすることが効果的である。

- ②乗入れが想定される箇所における看板の設置、カメラの設置

- ③職員実行及びパークボランティアによる抜き打ちパトロールの実施

- ・上川 2 箇所 1 回、東川 1 箇所 1 回、上士幌 1 箇所 1 回程度
- ・その他、監視カメラのメンテナンスと併せて乗入れ状況を確認

④インターネットパトロール(SNS などの検索による情報把握)の実施

- ※R3年度(スノーモビルの利用が多い時期に実施。SNS 等を活用して関連情報を洗い出し)

⑤乗入れ実態の把握に向けた取組の実施、効果的なパトロール手法の検討

- ・スノーモビル走行跡追跡調査(別紙1を参照)

- 上士幌管内で試行調査を実施予定。上川・東川管内については実施を検討中。

- ・ドローンを活用したスノーモビル乗入れ実態調査(別紙2を参照)

- 上川管内3箇所(北見峠、ペーパン地区、アングス牧場)において実施予定。

・関係者の協力を得た情報収集

- 今年度も環境省業務において、ペーパン地区からスノーモビルを活用した登山道補修資材の荷上げを行う予定であり、道中での監視活動の協力をお願いし、乗入れ状況の実態把握を行う。また、関係機関で独自の調査(巡視、監視カメラ設置等)を実施された場合は、今後の取組の参考とするため、結果の共有に協力頂きたい。

(波線：令和 3 年度追加)

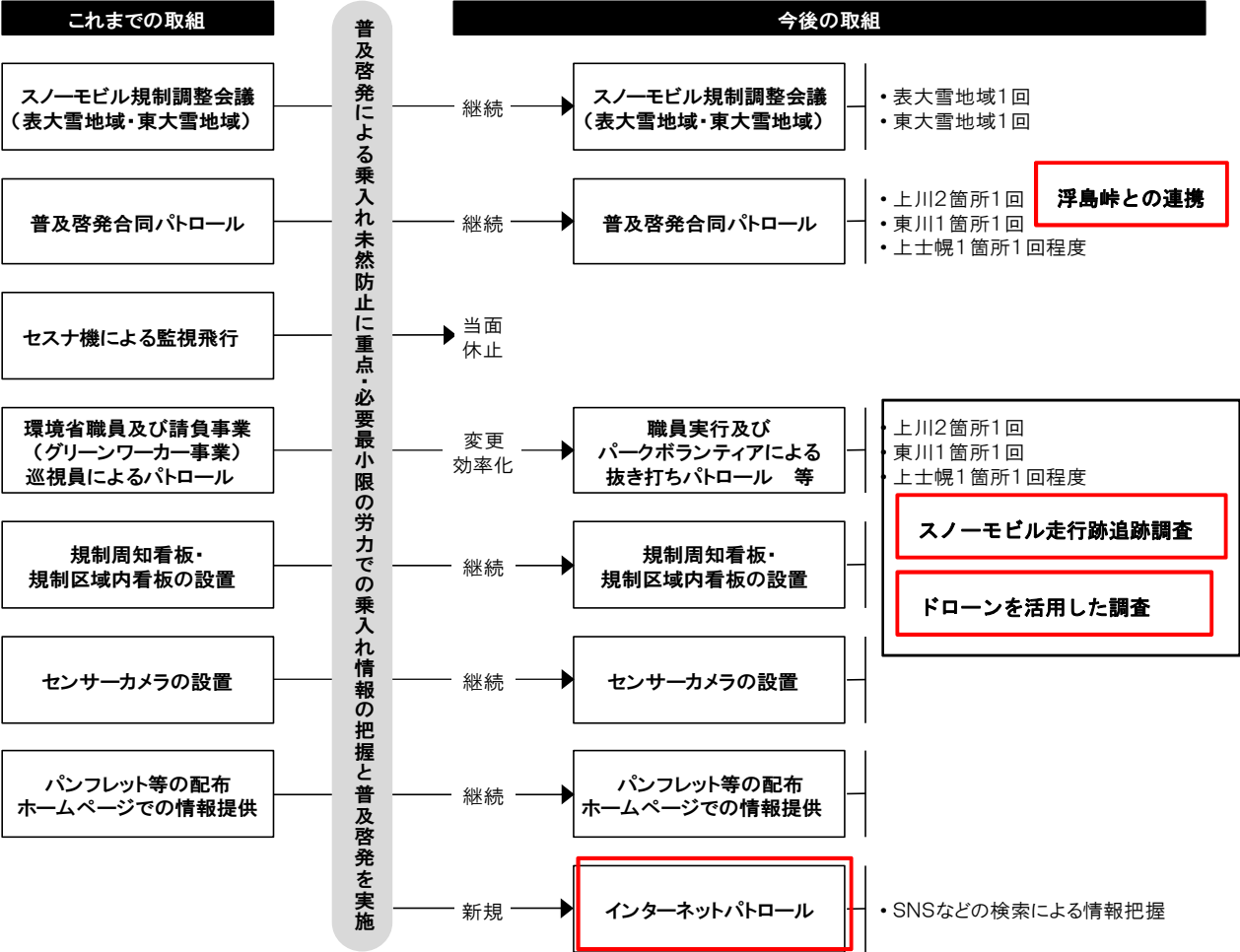


図 今後の抑止に向けた方針と具体的な取組

スノーモビル走行跡追跡調査（佐幌ダム方面から）概要

別紙1

【背景】

平成20～29年度の監視飛行において、原始ヶ原など国立公園南西部へのスノーモビル乗入れが疑われた。一方で、具体的な乗入れルートは解明できていない。



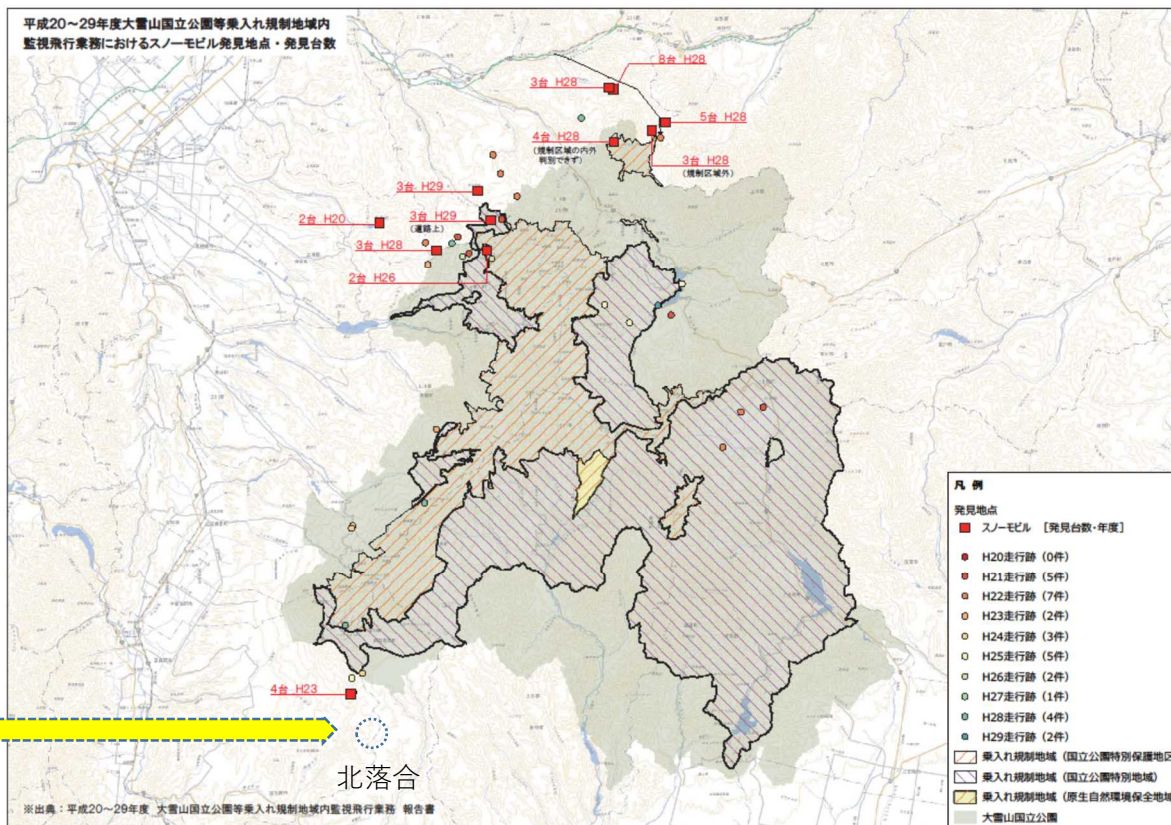
【進捗】

平成29年度には、富良野山岳会の協力を得て、南富良野町北落合方面から、スノーモビルによるスノーモビル走行跡追跡調査を実施。しかし、急傾斜により、規制区域手前で調査を断念。



【試行調査】

日本スノーモビル安全普及協会（JSSA）の協力を得て、林道延長の長い佐幌ダム方面より、走行跡追跡調査を試行予定。調査は令和4年1月に1日間、できるだけパワフルなモビル2台での調査を想定。



< 試行調査の目的 >

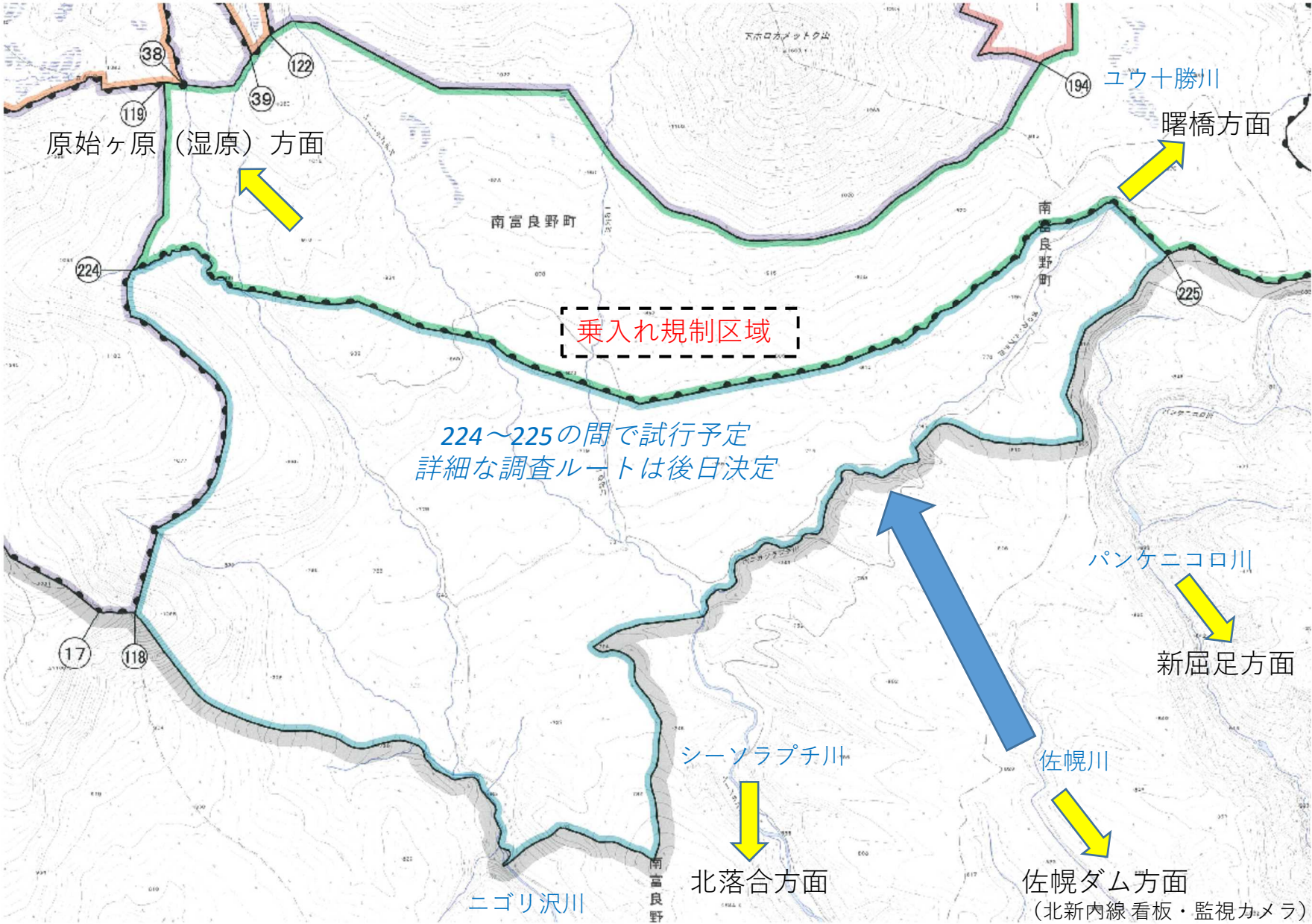
- ・スノーモビルによる走行跡追跡調査の可否把握
- ・調査に要する時間や機材、費用対効果等を把握

< 将来的な目標 >

- ・乗入れ規制区域への乗入れ実態調査の本格実施
- ・大雪山国立公園の他地域への展開

より効果的な
普及啓発・取締り

スノーモビル走行跡追跡調査（佐幌ダム方面から） 位置図



■使用機材■

ドローン (M a v i c 2 P r o)

■調査目的

- ・ 調査場所におけるスノーモビルの乗入れ状況を確認するため
- ・ ドローンを活用した調査の有効性を確認するため（位置づけは試行実施）

■調査場所

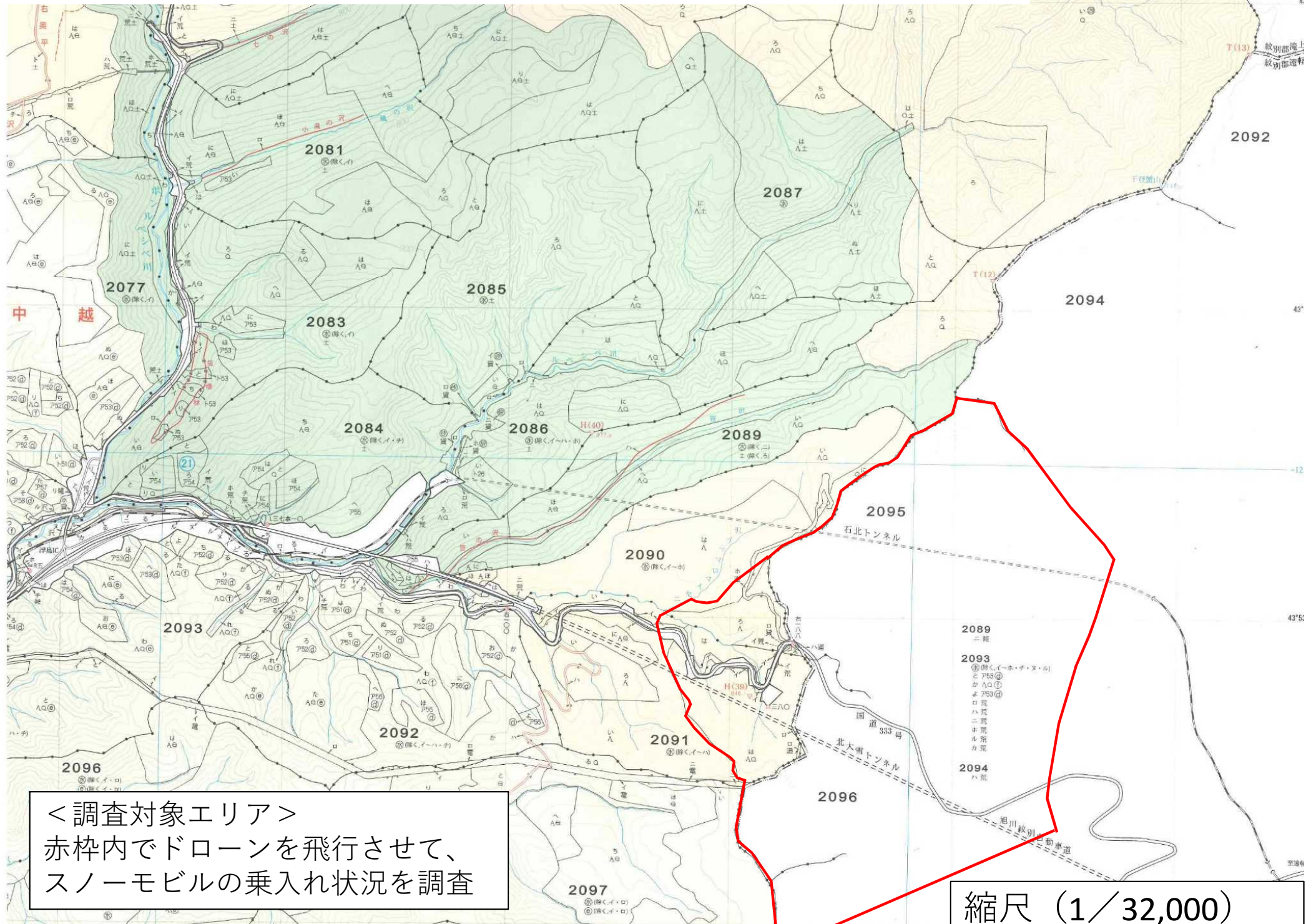
- ・ 北見峠周辺（上川中部森林管理署：2090, 2091, 2097林班
網走西部森林管理署：2068, 2093, 2095, 2096林班）
- ・ ペーパン地区周辺（道有林上川南部管理区：82～85, 87, 88, 90, 93, 94, 96～98林班）
- ・ アンガス牧場周辺（道有林上川南部管理区：4, 6, 10～12林班）

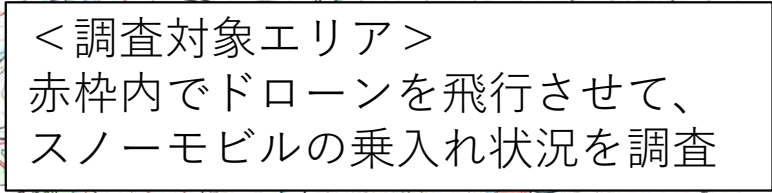
■調査期間

- ・ 令和4年1月1日～4月29日のうち、10日間程度



【入林位置図（飛行場所）】スノーモビル乗入れ実態調査（北見峠周辺）





赤枠内でドローンを飛行させて、
スノーモビルの乗入れ状況を調査

令和 3 年度スノーモビル等乗入れ規制看板設置場所及び数量

令和 3 年 1 2 月上旬までに下表の黒字のとおり看板を設置済み

大雪山国立公園管理事務所 上川管内

番号	設 置 場 所	規制周知看板	規制区域内看板	備 考
1	高原温泉町道入口	1 枚		
2	天幕沢林道入口	1 枚		
3	銀泉台道道入口	1 枚		
4	アンガス牧場道有林界	1 枚		センサーカメラ×1
5	愛山溪地区道道ゲート	1 枚		
6	愛山溪地区規制界	1 枚		
7	愛山溪温泉		1 枚	
8	愛山米飯林道（旭川峠）	1 枚		
9	ペーパン地区・道道終点	1 枚		センサーカメラ×2
10	ペーパン地区・二十一世紀の森	1 枚		センサーカメラ×1
11	ペーパン地区・温泉奥	1 枚		
12	古川砂金越林道入口（日東）	1 枚		
13	古川砂金越林道入口（中越）	1 枚		
14	北見峠	1～2 枚		センサーカメラ×2
15	中越駐車帯	1 枚		センサーカメラ（林道内）×1
計		15 枚	1 枚	

東川管理官事務所管内

番号	設 置 場 所	規制周知看板	規制区域内看板	備 考
16	旭岳温泉		1 枚	
17	北落合町道終点	1 枚		
18	東幾寅	1 枚		センサーカメラ×1
19	原始ヶ原市道分岐点	1 枚		
20	幌倉沼	1 枚		センサーカメラ×1
21	俵真布	1 枚		センサーカメラ×1
22	宇莫別	1 枚		センサーカメラ×1
計		6 枚	1 枚	

上士幌管理官事務所管内

番号	設 置 場 所	規制周知看板	規制区域内看板	備 考
23	シンノスケ迂回林道入口	1 枚		センサーカメラ×1
24	鹿追糠平線ぬかびら温泉郷入口	1 枚		
25	サホロ湖駐車場	1 枚		センサーカメラ (町道北新内線)×1
26	パンケニコロベツ林道分岐	1 枚		
27	ポイントムラウシ林道入口	1 枚		
28	シートカチ林道入口	1 枚		
29	然別峡線規制区域界	1 枚		
計		7 枚	0 枚	

注) ○規制周知看板…冬期交通止め地点（道道・町道ゲート付近）、乗入れ規制区域境界、乗入れ規制区域内等に設置

○規制区域内看板…乗入れ規制区域内に設置

○センサーカメラ…動作物を感知して自動的に撮影を行うカメラの設置予定箇所

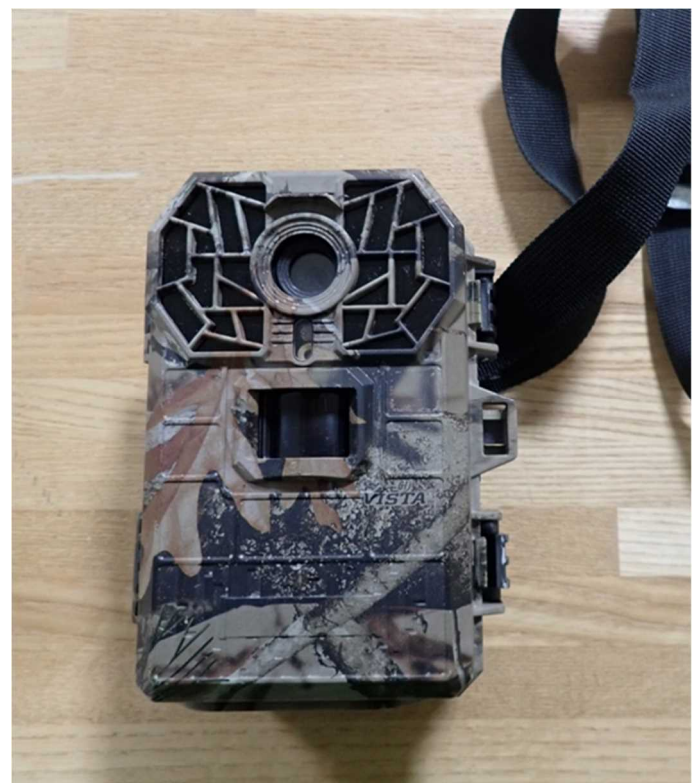
【規制周知看板】



【規制区域内看板】



【センサーカメラ】



令和 3 年度大雪山国立公園内における スノーモビル等の乗入れ規制普及啓発活動実施要領（案）

1. 目的

大雪山国立公園の特別保護地区、車馬乗り入れ規制区域並びに十勝川源流部原生自然環境保全地域では、自然環境や動植物の生息・生育環境に悪影響を与えることから、スノーモビルなどの使用が規制されているが、相変わらず乗入れが報告されている。

このため、関係機関等と連携した広範な啓発活動を行い、無秩序なスノーモビルなどの乗入れを防止することを目的とする。

2. 普及啓発活動概要

- (1) スノーモビルの乗入れの跡等が見受けられる場所で、関係機関等の協力を得ながら、チラシ配布等を行い、普及啓発活動を実施する。
- (2) 乗入れの懸念が特に高い地区を重点地域とする。重点活動日を定め、重点地域において普及啓発活動を実施する。その他必要に応じて、普及啓発活動を実施する（機動的な抜打ちパトロールを含む。）
- (3) 重点地域を中心として、スノーモビル動線上に規制を周知する看板を設置する。また、センサーカメラを設置して利用実態のモニタリングを実施し、普及啓発活動に活用する。

3. 重点地域

令和 3 年度の重点地域は、次のとおりとする。

- (1) 上川町北見峠
- (2) 旭川市東旭川（ペーパンダム）
- (3) 東川町幌倉沼
- (4) 新得町北新内線入口

4. 重点活動日

次の日を重点活動日とし、合同パトロールを実施する。

- ・令和 4 年 1 月 30 日（日）上川町北見峠、旭川市東旭川（ペーパンダム）
- ・令和 4 年 2 月 20 日（日）東川町幌倉沼
- ・令和 4 年 3 月 6 日（日）新得町北新内線入口

※重点活動日の前後の期間に、大雪山国立公園管理事務所内の各管轄事務所及び大雪山国立公園パークボランティアで重点地域における普及啓発活動を行う。

パトロールの際の対応について（案）

※赤書きは、令和2年度からの変更点

1. パトロールにあたって

- 最低2名以上で行う。（モビラーに聞き取りを行う際は、特に気をつける）
- トラブルの元になるため、相手方の許可なく、写真撮影しない。
- トラブルが生じた時は、警察へ連絡する。

2. 走行跡等を確認した場合の対応

- パトロール等によって乗入れ規制区域内での走行又は走行跡を確認した場合は、車両やルートの確認・特定等情報収集を行う。
- 悪質な場合（景観、自然環境に対する影響が著しい場合や故意、反省の色がない場合など）は、刑事告発も視野必要に応じて、警察へ連絡する。

3. スノーモビルの運転車と行き会った場合の対応

- 環境省職員は、走行の位置、入下山時刻を聞き取って状況確認を行い、必要に応じて警察へ資料の提供・通報する。

